第　１１　回　第　１　農　地　部　会　議　事　録

日　　時　　令和５年１１月１６日（木）午前１０時００分

場　　所　　津市美里庁舎　２階　会議室１

出席部会委員　　１小澤　哲男・２川邊　千秋・３下井　弘・４田村　明
５若林　卓哉・８喜多　義幸・９竹尾　泰・12 平松　崇己
13 横山　光次・19 太田　義政・21 坂野　大徹・23 水谷　隆
以上１２名

欠　席　委　員　　10 田中　茂人、11 清水　喜代己

出席部会員外委員

議　　長　　第１農地部会長　太田　義政

事務局職員　　野村事務局長・加賀次長・江副主査

総　合　支　所　　河芸：本郷副主幹　芸濃：柴田担当副主幹　美里：中瀬担当副主幹

議事録署名者　　12 平松　崇己・13 横山　光次

事　　項

報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
報告第２号　農地法第３条の３の規定による届出について
報告第３号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について（所有権移転）
報告第４号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について（賃貸借権）
報告第５号　買受適格証明願について

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について（賃貸借権）
議案第３号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について
議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（地上権）
議案第７号　非農地証明願について
議案第８号　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の規定による農用地利用集積計画の決定について＜別冊＞

議　　事　　の　　大　　要

議　　長　　それでは第１１回第１農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席は、１０番　田中　茂人委員、１１番　清水　喜代巳委員の２名で、出席委員は１２名です。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
１２番　平松　崇己委員、１３番　横山　光次委員よろしくお願いします。
それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局　　それでは、議案書の１ページから５ページをお願いいたします。
報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知について、でございます。
番号１から番号１９で、件数は１９件、合計面積は６３，１８６㎡で、その内訳は田が６２，８５６㎡で畑が３３０㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

６ページから１３ページをお願いいたします。
報告第２号　農地法第３条の３の規定による届出について、でございます。
番号１から１５で、件数は１５件、合計面積は５６，３４４㎡で、その内訳は田が４８，５８１㎡、畑が７,７６３㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

１４ページをお願いいたします。
報告第３号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について（所有権移転)、でございます。
番号１　駐車場用地
番号２　駐車場及び休憩所用地
番号３　一般個人住宅用地
番号４、番号５　駐車場用地
以上、件数は５件、合計面積は４，５６８㎡で、田が３，４４５㎡で畑が１，１２３㎡でございます。

１５ページをお願いいたします。
報告第４号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について（賃貸借権)、でございます。
番号１　太陽光発電施設用地
以上、件数は１件、合計面積は９，２０１㎡で、すべて田でございます。

１６ページをお願いします。
報告第５号　買受適格証明願について、でございます。
番号１から番号３　分譲用住宅用地
これにつきましては、三重県地方税回収機構が行う不動産競売に参加するための証明願であり、対象農地が市街化区域内でありますことから、農地法第５条の届出が添付されております。
以上、合計件数は３件、合計面積は　９４８㎡ですべて畑でございます。
報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

議　　長　　それでは、議案事項に入ります。
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局　　それでは、１７ページをお願いします。
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。
番号１、地区　神戸、申請地　神戸平田＿＿＿＿＿、登記地目・現況地目とも畑、面積　９８１㎡　外１筆、合計面積　２，０９９㎡、受人　＿＿＿＿＿、面積　１７，７４５㎡、渡人　＿＿＿＿＿　外１名。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労働力不足による営農縮小のためです。

番号２、地区　神戸、申請地　神戸西垣内＿＿＿＿＿、登記地目・現況地目とも畑、面積　４２㎡、受人　＿＿＿＿＿、面積　０㎡、渡人　＿＿＿＿＿。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

番号３、地区　椋本、申請地　芸濃町椋本北豊久野＿＿＿＿＿、登記地目・現況地目とも田、面積　３６３㎡　外１筆、合計面積　２，０１５㎡、受人　＿＿＿＿＿、面積　４，３７５㎡、渡人　＿＿＿＿＿。
譲受理由は、受贈のため、譲渡理由は、贈与のためです。

番号４、地区　辰水、申請地　美里町家所野田興＿＿＿＿＿、登記地目・現況地目とも田、面積　５２６㎡、受人　＿＿＿＿＿、面積　６，８１９㎡、渡人　＿＿＿＿＿。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足による営農縮小のためです。

番号５、地区　高宮、申請地　美里町足坂中之垣内＿＿＿＿＿、登記地目・現況地目とも畑、面積　１４５㎡　外１筆、合計面積　３８９㎡、受人　＿＿＿＿＿、面積　３，５４７．６１㎡、渡人　＿＿＿＿＿。
譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

番号６、地区　安濃、申請地　安濃町内多見泥＿＿＿＿＿、登記地目・現況地目とも畑、面積　２２㎡、受人　＿＿＿＿＿、面積　４，８９４㎡、渡人　＿＿＿＿＿。

譲受理由は、受贈のため、譲渡理由は、贈与のためです。

１８ページをお願いします。
番号７、地区　明合、申請地　安濃町野口長岨_____、登記地目・現況地目とも田、面積　１，８７７㎡、受人　_____、面積　０㎡、渡人　_____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号８、地区　明合、申請地　安濃町野口黒石_____、登記地目・現況地目とも田、面積　３３７㎡　外１筆、合計面積　７４３㎡、受人　_____、面積　０㎡、渡人　_____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号９、地区　明合、申請地　安濃町野口大谷_____、登記地目・現況地目とも田、面積　２，４４０㎡　外１筆、合計面積　２，４９１㎡、受人　_____、面積　０㎡、渡人　_____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号１０、地区　明合、申請地　安濃町野口北興_____、登記地目・現況地目とも田、面積　１，７１１㎡　外２筆、合計面積　５，２２２㎡、受人　_____、面積　０㎡、渡人　_____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。
これら、番号７から番号１０までの企業の農地取得については、申請書から農地所有適格法人の要件である、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしていることが確認できたことから、農地取得について特に問題ないものと考えます。

番号１１、地区　村主、申請地　安濃町川西藤ヶ森_____、登記地目・現況地目とも畑、面積　１９１㎡、受人　_____、面積　９，４２２㎡、渡人　_____。
譲受理由及び譲渡理由は、自作地相互の交換のためです。
この案件につきましては、議案第４号にて、交換対象となる土地についてご審議いただくことになります。

１９ページをお願いします。
番号１２、地区　香良洲、申請地　香良洲町野中_____、登記地目・現況地目とも畑、面積　９８０㎡、受人　_____、面積　０㎡、渡人　_____。
譲受理由は、新規営農の為のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。
以上、件数は１２件、面積は１６，５９７㎡で、このうち田が１２，３４０㎡、畑が４，２５７㎡でございます。
いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地

域との調和要件など、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号１、番号２、地区　神戸、お願いします。

小澤委員　　１番小澤です。問題ありません。よろしくお願いします。

議　　長　　番号３、地区　椋本、お願いします。

竹尾委員　　９番竹尾です。１１月 8 日に推進委員の方、事務局と現地確認をしました。特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議　　長　　番号４、地区　辰水、番号５地区　高宮、お願いします。

横山委員　　１３番横山です。清水委員欠席のため代弁させていただきます。推進委員さんと現地確認をさしていただいて、問題ないということで、４番、５番同じですので、よろしくお願いします。

議　　長　　番号６、地区　安濃、お願いします。

平松委員　　１２番平松です。問題ございませんので、よろしくお願いします。

議　　長　　番号７から番号１０まで、地区　明合、お願いします。

平松委員　　１２番平松です。前月も同じ案件がありまして、ブルーベリーをつくるために畑を買っていらっしゃるということで、問題ないということで、よろしくお願いします。

議　　長　　番号１１、地区　村主、お願いします。

横山委員　　１３番横山です。推進委員さんと事務局も同行して現地確認させていただき、何も問題ないということで、よろしくお願いします。

議　　長　　番号１２、地区　香良洲、お願いします。

下井委員　　３番下井です。先般関係者と現地確認しまして、問題なしということです。よろしくお願いします。

議　　長　　番号１から番号１２について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　それでは異議なしと認め、議案第１号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局　　２０ページをお願いいたします。
議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。
番号１、地区　明合、申請地　安濃町野口北興_____、登記地目・現況地目とも田、面積　１，６５４㎡、借受人　_____、面積　０㎡、貸渡人　_____。
借受理由は、新規営農のため、貸渡理由は、高齢化による労力不足のためです。
この案件につきましては、賃借人が適正な営農を行っていないとなった時に契約を解除できる、解除条件付きの賃貸借契約書が添付されております。

以上、件数は１件、合計面積は１，６５４㎡で、すべて田でございます。
この案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第３条第２項各号にも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号１、地区　明合、お願いします。

平松委員　　１２番平松です。１号議案と同じ、ここでブルーベリーを栽培するため、この方は２０年契約ということで、問題ないということでよろしくお願いします。

議　　長　　番号１について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　それでは異議なしと認め、議案第２号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第３号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局　　２１ページをお願いします。
議案第３号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について、でございます。
番号１、地区　神戸、申請地　神戸与市垣内_____、登記地目　畑、現況地目　宅地、面積　３２０㎡、申請者　_____。
これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。
昭和４２年頃に農業用倉庫を建て、平成２年頃に米の保管庫を建てた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第２種農地と判断されます。

番号２、地区　辰水、申請地　美里町家所野田興_____、登記地目　畑、現況地目　宅地、面積　６０㎡　外２筆、合計面積　１，０９１㎡、申請者_____。
これにつきましては、申請地を山林及び住宅用地とするものです。
昭和４８年頃に申請者の先代が杉と檜の苗を植え植林した旨と平成１２年頃に自宅への進入路を拡張するために通路を設置した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第２種農地と判断されます。

以上、件数は２件、面積は１，４１１㎡で、すべて畑でございます。
いずれの案件につきましては、農地法第４条第６項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号１、地区　神戸、よろしくお願いします。

小澤委員　　１番小澤です。１１月８日に推進委員の方、事務局と現地を確認しました。何も問題ありませんので、よろしくお願いします。

議　　長　　番号２、地区　辰水、お願いします。

横山委員　　１３番横山です。清水委員欠席のため代弁させていただきます。推進委員の方と確認して、問題ないということで、よろしくお願いします。

議　　長　　番号１、番号２について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございます。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　それでは異議なしと認め、議案第３号について、許可をすることに決定いた

します。
　次に議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（所有権移転)、事務局の説明をお願いします。

事 務 局　　２２ページをお願いします。
　議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

　番号１、地区　高茶屋、申請地　城山三丁目＿＿＿＿＿、登記地目・現況地目とも田、面積　１，２６７㎡、受人　＿＿＿＿＿、渡人　＿＿＿＿＿。
　これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
　パネル設置面積は、４９６．２㎡、パネル設置率は、メンテナンススペースを設置することから３９．１％になります。
　農地区分は、第２種農地と判断されます。

　番号２、地区　雲出、申請地　雲出本郷町閑成＿＿＿＿＿、登記地目・現況地目とも田、面積　１，０５６㎡、受人　＿＿＿＿＿、渡人　＿＿＿＿＿。
　これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
　パネル設置面積は、４６５．１８㎡、パネル設置率は、４４％になります。
　農地区分は、第２種農地と判断されます。

　番号３、地区　神戸、申請地　神戸切田＿＿＿＿＿、登記地目　畑、現況地目雑種地、面積　２４０㎡　外２筆、合計面積　４６４㎡、受人　＿＿＿＿＿、渡人　＿＿＿＿＿。
　これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
　昭和５８年頃より資材置場として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
　農地区分は、第２種農地と判断されます。

　番号４、地区　櫛形、申請地　安東町木若＿＿＿＿＿、登記地目・現況地目とも畑、面積　９７９㎡、受人　＿＿＿＿＿、渡人　＿＿＿＿＿。
　これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
　パネル設置面積は、４３２．５㎡、パネル設置率は、４４．２％になります。
　農地区分は、第２種農地と判断されます。

　番号５、地区　白塚、申請地　白塚町北永定＿＿＿＿＿、登記地目・現況地目とも田、面積　１１２㎡　外１筆、合計面積　２１７㎡、受人　＿＿＿＿＿、渡人　＿＿＿＿＿。
　これにつきましては、申請地を駐車場、資材置場用地とするものです。
　令和５年８月３０日から駐車場用地として使用した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
　農地区分は、第２種農地と判断されます。

　番号６、地区　上野、申請地　河芸町久知野古里＿＿＿＿＿、登記地目　畑、現況地目　雑種地、面積　１３８㎡　外１筆、合計面積　２２０㎡、受人　＿

＿＿＿＿、渡人　＿＿＿＿。
　これにつきましては、申請地を駐車場、進入路用地とするものです。
　平成２８年８月頃から駐車場と進入路として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
　農地区分は、第３種農地と判断されます。

　２３ページをお願いします。
　番号７、地区　椋本、申請地　芸濃町椋本眞虫谷＿＿＿＿、登記地目　田、現況地目　雑種地、面積　７５㎡　外１筆、合計面積　１１１㎡、受人　＿＿＿＿、渡人　＿＿＿＿。
　これにつきましては、申請地を進入路用地とするものです。
　昭和５０年頃に住宅を建て、進入路として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
　農地区分は、第２種農地と判断されます。

　番号８、地区　椋本、申請地　芸濃町椋本森＿＿＿＿、登記地目・現況地目とも畑、面積　４６０㎡、受人　＿＿＿＿、渡人　＿＿＿＿。
　これにつきましては、申請地を倉庫及び資材置場用地とするものです。
　農地区分は、第２種農地と判断されます。

　番号９、地区　椋本、申請地　芸濃町椋本新町＿＿＿＿、登記地目　田、現況地目　畑、面積　１２㎡　外１筆、合計面積　３２㎡、受人　＿＿＿＿、渡人　＿＿＿＿。
　これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
　昭和２９年頃に住宅を建てた旨の始末書の提出があることから、これを追認しようとするものです。
　農地区分は、第３種農地と判断されます。

　番号１０、地区　椋本、申請地　芸濃町椋本新町＿＿＿＿、登記地目　田、現況地目　畑、面積　２６８㎡　外７筆、合計面積　１，８７０㎡、受人　＿＿＿＿、渡人　＿＿＿＿　外２名。
　これにつきましては、申請地を分譲住宅用地とするものです。
　許可証の交付は都市計画法２９条との同時許可となります。
　農地区分は、第３種農地と判断されます。

　２４ページをお願いします。
　番号１１、地区　長野、申請地　美里町北長野南谷＿＿＿＿、登記地目　田、現況地目　田・宅地、面積　４７９㎡　外１筆、合計面積　８２７㎡、受人　＿＿＿＿、渡人　＿＿＿＿。
　これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
　昭和５２年頃に先代が倉庫を建築し、資材置場として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
　農地区分は、第２種農地と判断されます。

　番号１２、地区　安濃、申請地　安濃町内多見泥＿＿＿＿、登記地目・現況

地目とも畑、面積　７４㎡　外４筆、合計面積　５５７㎡、受人　_____、渡人　_____　外２名。
　これにつきましては、申請地を倉庫及び通路用地とするものです。
　農地区分は、第２種農地と判断されます。

　２５ページをお願いします。
　番号１３、地区　明合、申請地　安濃町荒木千田_____、登記地目　田、現況地目　畑、面積　１０２㎡、受人　_____、渡人　_____。
　これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
　農地区分は、第２種農地と判断されます。
　この案件につきましては議案第５号　番号２において、一体利用する土地についてもご審議いただきます。

　番号１４、地区　明合、申請地　安濃町荒木西川原_____、登記地目・現況地目とも畑、面積　５００㎡　外１筆、合計面積　７９３㎡、受人　_____、渡人　_____。
　これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
　パネル設置面積は、３８１．６㎡、パネル設置率は、４８．１％になります。
　農地区分は、第２種農地と判断されます。

　番号１５、地区　草生、申請地　安濃町中川南垣内_____、登記地目・現況地目とも畑、面積　３８㎡、受人　_____、渡人　_____。
　これにつきましては、申請地を進入用道路とするものです。
　昭和６１年１０月頃から進入路として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
　農地区分は、第２種農地と判断されます。

　番号１６、地区　草生、申請地　安濃町草生日焼_____、登記地目・現況地目とも田、面積　１，２０６㎡、受人　_____、渡人　_____。
　これにつきましては、申請地を太陽光発電施設及び管理用地とするものです。
　パネル設置面積は、４６４．４㎡、パネル設置率は、３８．５％になります。
　農地区分は、第２種農地と判断されます。

　番号１７、地区　草生、申請地　安濃町草生日焼_____、登記地目・現況地目とも田、面積　３６０㎡　外１筆、合計面積　９７１㎡、受人　_____、渡人　_____。
　これにつきましては、申請地を太陽光発電施設及び管理用地とするものです。
　パネル設置面積は、４６４．４㎡、パネル設置率は、４７．８％になります。
　農地区分は、第２種農地と判断されます。

　番号１８、地区　村主、申請地　安濃町浄土寺コメガイ_____、登記地目畑、現況地目　宅地、面積　１７６㎡、受人　_____、渡人　_____。
　これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
　令和５年９月２６日に物干し及び物置を設置しコンクリートの土間とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第２種農地と判断されます。

番号１９、地区　村主、申請地　安濃町川西藤ヶ森＿＿＿＿＿、登記地目　畑、現況地目　宅地、面積　１６１㎡、受人　＿＿＿＿＿、渡人　＿＿＿＿＿。
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
令和２年９月頃から駐車場として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第２種農地と判断されます。

以上、件数は１９件で、面積は１１，５０７㎡で、このうち田が６，５４５㎡、畑が４，７５８㎡、その他が２０４㎡でございます。
いずれの案件につきましても、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号１、地区　高茶屋、お願いします。

下井委員　　３番下井です。先般関係者と現地確認しまして、問題ないということでございます。よろしくお願いします。

議　　長　　番号２、地区　雲出、お願いします。

下井委員　　同じく、先般関係者と現地確認しまして、これも問題ないということです。よろしくお願いします。

議　　長　　番号３、地区　神戸、番号４、地区　櫛形、お願いします。

小澤委員　　１番小澤です。１１月８日に推進委員、譲渡人、受人の方と現地確認しました。昭和５８年に資材置き場ということで、これからきちんと管理していただくということで、大丈夫かなと思います。
４番、櫛形の方は代理人の方と推進委員の方と事務局でいろいろお話を伺ったところ、草刈りをして管理をしてもらっており、申告書では盛り土をするということですが、これを行わずにそのまま太陽光パネルを設置しても良いのかな、というのが私の見解です。

議　　長　　番号５、地区　白塚、お願いします。

田村委員　　４番田村です。１１月８日に地元推進委員の方と現地を確認いたしました。事務局説明の通りで、問題ありませんのでよろしくお願いします。

議　　長　　番号６、地区　上野、お願いします。

喜多委員　　８番喜多です。事務局の説明通り、何ら問題ございませんのでよろしくお願い致します。

議　　長　　番号７から番号１０、地区　椋本、お願いします。

竹尾委員　　９番竹尾です。１１月８日に事務局、並びに推進委員の方と現地確認をしました。特に問題ないということでよろしくお願いします。

議　　長　　番号１１、地区　長野、お願いします。

横山委員　　１３番横山です。清水委員欠席のため代弁させていただきます。推進委員さんと現地確認して何も問題ないのでよろしくお願いします。

議　　長　　番号１２、地区　安濃、お願いします。

平松委員　　１２番平松です。事業拡大のため隣地を買いまして倉庫、通路にするということで問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議　　長　　番号１３、番号１４、地区　明合、お願いします。

平松委員　　１２番平松です。番号１３は住宅用地として親の近くに住むということで、問題ないと思います。
　１４は耕作しにくい場所で、太陽光はしょうがないかな、ということで、問題ないかと思いますので、よろしくお願いします。

議　　長　　番号１５から番号１７、地区　草生、番号１８、番号１９、地区　村主、お願いします。

横山委員　　１３番横山です。推進委員さんと事務局と現地確認させていただきました。何ら問題ないということで、よろしくお願いします。

議　　長　　始末書付きが結構あったようで、ありがとうございました。番号１から番号１９について、地元委員さんから、異議なしということでございます。
　皆さんいかがでしょうか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　それでは異議なしと認め、議案第４号について、許可をすることに決定いたします。

議　　長　　次に議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（使用貸借)、事務局の説明をお願いします。

事 務 局　　２６ページをお願いします。

議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。
番号１、地区　椋本、申請地　芸濃町椋本北豊久野＿＿＿＿＿、登記地目　田、現況地目　宅地・田、面積　６２４㎡、借受人　＿＿＿＿＿、貸渡人　＿＿＿＿＿。
これにつきましては、申請地を農業用倉庫及び資材置場用地とするものです。
農地区分は、第２種農地と判断されます。

番号２、地区　明合、申請地　安濃町荒木千田＿＿＿＿＿、登記地目　田、現況地目　畑、面積　２２５㎡、借受人　＿＿＿＿＿、貸渡人　＿＿＿＿＿。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第２種農地と判断されます。

番号３、地区　村主、申請地　安濃町川西廣見＿＿＿＿＿、登記地目・現況地目とも畑、面積　１６４㎡、借受人　＿＿＿＿＿、貸渡人　＿＿＿＿＿。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第２種農地と判断されます。

以上、件数は３件で、合計面積は１，０１３㎡で、このうち田が８４９㎡で畑が１６４㎡ございます。
いずれの案件につきましても、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号１、地区　椋本、お願いします。

竹尾委員　　９番竹尾です。１１月８日に事務局、推進委員さんと現地確認をしました。特に問題なしという判断をしましたので、よろしくお願いします。

議　　長　　番号２、地区　明合、お願いします。

平松委員　　１２番平松です。問題ないということでよろしくお願いします。

議　　長　　番号３、地区　村主、お願いします。

横山委員　　１３番横山です。推進委員さんと現地を確認いたしました。何ら問題ないということで、よろしくお願いします。

議　　長　　番号１から番号３について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　それでは異議なしと認め、議案第５号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（地上権)、事務局の説明をお願いします。

事 務 局　　２７ページをお願いします。
議案第６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（地上権でございます。
番号１、地区　高宮、申請地　美里町五百野外山＿＿＿＿＿、登記地目・現況地目とも田、面積　１，３８５㎡　外１筆、合計面積　１，４０３㎡、地上権者　＿＿＿＿＿、地上権設定者　＿＿＿＿＿。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、４４７．７４㎡、メンテナンススペースと管理用通路用地を確保するため、パネル設置率は、３１．９％になります。
農地区分は、第２種農地と判断されます。

番号２、地区　高宮、申請地　美里町五百野外山＿＿＿＿＿、登記地目・現況地目とも田、面積　１，４８４㎡　外１筆、合計面積　１，５４２㎡、地上権者　＿＿＿＿＿、地上権設定者　＿＿＿＿＿。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、４４７．７４㎡、一部が不整形地であることと、管理用通路用地を確保するため、パネル設置率は、２９％になります。
農地区分は、第２種農地と判断されます。

以上、件数は２件で、合計面積は２，９４５㎡で、すべて田でございます。
いずれの案件につきましても、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号１、番号２、地区　高宮、お願いします。

横山委員　　１３番横山です。清水委員欠席のため、代弁させていただきます。推進委員さんと現地確認して、何ら問題ないということ、よろしくお願いします。

議　　長　　番号１、番号２について、地元委員さんから、異議なしという意見でございます。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　それでは異議なしと認め、議案第６号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第７号　非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局　　２８ページをお願いします。
議案第７号　非農地証明願について、でございます。
番号１、地区　高野尾、願出者　＿＿＿＿＿、申請地　高野尾町西南野＿＿＿＿＿、登記地目　畑、現況地目　宅地、面積　３０９㎡。
これにつきましては、家屋登記全部事項証明書により、申請地に昭和５６年から事業用の駐車場兼資材置場として倉庫を建築し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され２０年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第３条第１項第２号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は１件で、合計面積は３０９㎡、すべて畑でございます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号１、地区　高野尾、お願いします。

若林委員　　５番若林です。８日に事務局と地元推進委員３名と現地確認さしてもらいました。何ら問題ないのでよろしくお願いします。

議　　長　　番号１について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　それでは異議なしと認め、議案第７号について、証明することといたします。

次に別冊でお配りしました、議案第８号　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局　　議案第８号　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の１ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧くださ

い。
　各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

　まず、津地区をご覧ください。
　田の賃貸借、使用貸借で２０６，３６４㎡畑の賃貸借、使用貸借で３８，８４２㎡、契約件数は６２件でございます。
　河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で１４，９５４㎡、契約件数は６件でございます。
　安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で１２０，２３１㎡、契約件数は２７件でございます。
　芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で２０，８３３㎡、畑の賃貸借で１１５㎡、契約件数は７件でございます。
　美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で２１，５５２㎡、契約件数は７件でございます。
　香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。
　以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて３８３，９３４㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借で３８，９５７㎡、合計契約件数は１０９件、合計面積は４２２，８９１㎡となっております。

　次に認定農業者への集積状況でございます。
　地区別の認定農業者への集積は津地区３３件、河芸地区５件、安濃地区１７件、芸濃地区２件、美里地区５件で合計６２件、合計面積は２９５，６１４㎡でございます。
　なお、認定農業者への集積率は、件数で５６．８％、面積で６９．９％となっております。

　続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。
　人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は３ページにあります１－２０－２の外１２件になり、整理番号の左側の欄外にアルファベットの「N」を記載しています。
　今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。
　次に、２枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございます。
　今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようお願いします。

　以上で説明を終わります。
　ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当する案件がございます。その案件からご審議をお願いします。

＿＿＿＿委員、一時退室をお願いします。

＜　退　　室　＞

議　　長　　整理番号１の２０の２、ページ数は１１４ページでございます。ご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　ありがとうございました。

＿＿＿＿委員　入室お願いいたします。

＜　入　　室　＞

議　　長　　それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第１１回第１農地部会を終了いたします。

午前１０時５３分

令和５年１１月１６日

議事録署名者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿